

番号:180307

国名: エチオピア

担当部署: 農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

案件名: 国立イネ研究研修センター強化プロジェクト(試験圃場整備支援)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務: 試験圃場整備支援
- (2) 格付: 3号
- (3) 業務の種類: 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間:
2018年11月下旬から2019年3月中旬
- (2) 業務M/M: 国内 0.50 M/M、現地 1.67 M/M、合計 2.17M/M
- (3) 業務日数:
- (4) 準備期間 第一次現地派遣期間 第二次現地派遣期間 整理期間
5日 26日 24日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 1部
- (2) 見積書提出部数: 1部
- (3) 提出期限: 9月26日(12時まで)
- (4) 提出方法: 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出
又は郵送 (〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICAについて
>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示
(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募
手続き)
<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>
をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止して
おりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知: 提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、
各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018年10月10日
(水) までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等
 - ① 業務実施の基本方針 18点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制等 2点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点

④ その他学位、資格等

16 点
(計 100 点)

類似業務	試験圃場整備に係る各種業務
対象国／類似地域	エチオピア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱流行国であり、日本からの入国時にイエローカードの提示は義務付けられていないが、渡航前の予防接種を強く奨励する。

6. 業務の背景

エチオピアにおいて農業分野は、GDP の 42%及び輸出額の 70%程度を占め（世銀 2013）、かつ人口の 80%の生計を支えており、同国の経済成長の核であると共に貧困削減の鍵である。そのため 2015/16 年度から 5 年間を対象とする国家開発戦略「Growth and Transformation Plan(GTP2)」では、農業セクターの成長率を 2020 年までに 8%に上げることを目標としているが、農業セクター成長率は過去数年 6~7%/年で推移している。その中で三大穀物（メイズ、小麦、テフ）に次ぐ穀物生産量(40 万トン、2013 年)であるコメは、技術的観点から生産増のポテンシャルが高くかつ換金作物である事から、「小農への商業的経営の導入」を目指すエチオピア政府は、コメ生産量の増加にも高い優先度を置いている。しかし、消費の増大に国内生産が追い付かず、年間 20 万トン（2014 年）を海外からの輸入に頼っている。エチオピアは「国家稲研究開発戦略(National Rice Research and Development Strategy: NRRDS)」を 2010 年に策定して、コメ生産量を 2019 年までに 400 万トンへ増加させることを目標として掲げた。

我が国は、エチオピアにおける農業分野支援のひとつとして、2003 年からイネ生産改善への協力を実施してきた。その成果として、NRRDS と国家イネ研究開発行動計画の策定、CARD (Coalition for African Rice Development) への加盟が実現した。また、2010 年から 2015 年までの間実施された「農民研究グループを通じた適正技術開発普及計画(FRG II)」でも、重要分野のひとつとしてのイネ分野への協力を実施した。

こうした状況を受けてエチオピア政府は我が国に対し、エチオピア農業研究機構(Ethiopian Institute of Agricultural Research、以下「EIAR」という。)をカウンターパート機関、フォガラ国立イネ研究研修センター(National Rice Research and Training Center、以下「NRRTC」という。)を実施機関として、天水畑地・天水低湿地、灌漑地でのコメ生産とバリューチェーンの改善を推進するための技術協力の要請を行った。これを受けて JICA は、コメ産業支援のための NRRTC の研究、研修、及び情報発信機能の強化を目的とする技術協力プロジェクト「国立イネ研究研修センター強化プロジェクト」(エチオライス)を 2015 年 11 月から 5 年間の予定で実施している。

2016 年度においては、年間を通じた試験栽培や実習用圃場を確保する等の目的で、試験圃場(灌漑試験区(2ha))を設置するために短期専門家 1 名(現地活動期間：2016 年 4 月 24 日~6 月 9 日)を派遣して、NRRTC 灌漑試験区の設計及

び建設工事工程表の作成を行った。なお、設計には、アクセス道路、試験プロット区画用道路、給・排水路が含まれている。エチオライスでは、本設計図を基に、2016年度及び2017年度において、一部アクセス道路を整備したほか、深井戸を掘削し、水源の確保を行ったものの、当地安全管理上の理由もあり、現地での建設工事はほとんど進んでいない状況である。

かかる状況を踏まえ、当地安全管理上の懸念が少なくなった2018年度、本設計図及び工程表を基に、残りのアクセス道路、試験プロット区画用道路、給・排水路を含む灌漑試験区の建設について、12月から3月の計画で工事を行う予定である（11月末までに工事業者の選定作業を完了させる予定）。本工事の施工管理を目的に2018年8月上旬から現地のローカルコンサルタントを雇用しているものの、現地ローカルコンサルタントの施工管理能力に不安が残るため、今回、同ローカルコンサルタントによる施工管理の監督業務を担う専門家を派遣することとした。

なお、本工事の実施と平行して、深井戸の給水量と灌漑試験区に必要な水要求量（最大必要水量1.5ℓ/s/haを想定）を基に貯水槽の詳細設計（構造及びB0Q等）を行い、2019年2月頃より貯水槽の建設も開始する予定である。

7. 業務の内容

本コンサルタントは技術協力の仕組みや手続きを十分理解した上で、他の専門家、エチオピア人カウンターパートと協議を行いながら、現地で採用された灌漑試験区建設工事の施工管理コンサルタントが中心となって行う灌漑試験区（2ha）の建設工事の施工管理等^{*}を監督し、加えて、灌漑試験区（2ha）の維持に必要な貯水槽の設計を行う。

（※現地コンサルタントの業務：既存の設計・B0Q・施工管理計画のレビュー、施工業者入札支援、工期全体の施工管理）

（1）国内準備期間（2018年11月下旬）

- ① エチオライスが実施した当該試験施設の整備進行状況について基本的な情報を収集・整理・分析する。特に、灌漑試験区の設計内容及び工程表、深井戸に関する情報を精査し、灌漑試験区建設工事の施工管理計画、貯水槽の規模、構造や必要な建設資材を検討する。
- ② 上記①の分析結果をもとに、現地派遣期間における業務実施方針・方法等について記述した業務計画書（和文・英文）を作成し、JICA農村開発部に提出する。

（2）第一次現地派遣期間（2018年11月下旬～12月下旬）

- ① カウンターパート機関及びJICAエチオピア事務所に業務実施計画書を提出し、内容の確認を行う。
- ② 現地コンサルタントが行う灌漑試験区建設工事の施工管理（工事の開始段階）の監督・指導を行う。
- ③ 長期専門家及びNRRTC研究員と協議の上、貯水槽の設計・施工に必要な情報の種類・入手先を把握する。
- ④ 貯水槽の設計・施工管理に関わるカウンターパート機関と共に、貯水槽の建設予定地を調査し、灌漑試験区（2ha）の全体設計・施工条件を踏ま

えた上で当該貯水槽の最終規模及び建設場所について検討する。

- ⑤ ③及び④に基づき、貯水槽の図面（構造）、必要な資機材の数量明細書（BOQ）、予算・人員・工程を含めた設計・施工管理計画書案を作成し、専門家、NRRTC 研究員、JICA エチオピア事務所、EIAR に対し説明、意見交換を行う。
- ⑥ ⑤に基づき貯水槽の設計・施工管理計画書及び発注図書の作成を支援する。
- ⑦ 設計・施工管理計画書及び発注図書を NRRTC、EIAR、JICA エチオピア事務所に提出する。

(3) 第二次現地派遣期間（2019 年 2 月中旬～3 月中旬）¹

- ① 現地コンサルタントが行う灌漑試験区建設工事の施工管理（工事の終了段階）の監督を行う。
- ② 現地コンサルタントと協議し、貯水槽の建設工事の施工管理を行う。
- ③ 建設された灌漑試験区および貯水槽の工事完了検査を行う。
- ④ 第一次、第二次の期間を通して実施した活動の結果を、JICA エチオピア事務所に報告する。

(4) 帰国後整理期間（2019 年 3 月中旬）

専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA 農村開発部へ提出し、活動結果に関する報告を行なう。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。

(1) ワークプラン

和文 2 部（JICA 農村開発部、JICA エチオピア事務所）

英文 4 部（JICA 農村開発部、JICA エチオピア事務所、NRRTC、EIAR）

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

(2) 現地業務結果報告書

和文要約 2 部（JICA 農村開発部、JICA エチオピア事務所）

英文 4 部（JICA 農村開発部、JICA エチオピア事務所、NRRTC、EIAR）

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

(3) 専門家業務完了報告書

和文 2 部（JICA 農村開発部、JICA エチオピア事務所）

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>

を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

¹ 第二次現地派遣期間までに貯水槽の工事業者の選定は終えている予定

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含まます（見積を計上して下さい）。航空賃については、成田（日本）－アディスアベバ（エチオピア）間のみを計上して下さい。

10. 特記事項

（１）業務日程/執務環境

① 現地業務日程

第一次現地派遣期間は 2018 年 11 月 25 日～12 月 20 日、第二次現地派遣期間は 2019 年 2 月 17 日～3 月 12 日を予定しています。

（数日程度の日程調整可）

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ）。

- （ア）チーフアドバイザー/普及
- （イ）イネ研究
- （ウ）イネ栽培技術
- （エ）業務調整/研修

③ 便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- （ア）空港送迎
あり
- （イ）宿舎手配
あり
- （ウ）車両借上げ
必要な移動に係る車両の提供（市街地域への移動を含む。）
- （エ）通訳傭上
なし
- （オ）現地日程のアレンジ
プロジェクトチームが必要に応じ、アレンジします。
- （カ）執務スペースの提供
NRRTC 及び EIAR 内のプロジェクトフィスにおける執務スペース提供（インターネットは使用可能ですが、回線の状況が不安定な場合があります。）

（２）参考資料

- ① 本プロジェクトに関する概要情報は以下のウェブサイトで公開されています。
<https://www.jica.go.jp/project/ethiopia/007/index.html>
- ② また、以下の資料を農村開発第二グループ第四チーム（TEL：03-5226-8427）にて配布いたします。
 - （ア）短期専門家（チーフアドバイザー／普及）専門家業務報告書（2016 年、2017 年）

- (イ) 短期専門家（試験圃場整備支援）専門家業務完了報告書（2016年）
- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。
- (ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
- (イ) 提供依頼メール：
- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
 - ・本文：以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 複数従事者の提案禁止

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エチオピア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」

<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>

の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 適用約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上